

基本目標 1 自分らしく生き生きと自立して暮らせる社会の実現

基本施策	施策名	重点	取組名・取組内容	令和 6 年度の新規・拡充取組	令和 6 年度の取組内容
就労支援の充実	一般就労への支援の充実	○	【取組名】障がい者就職サポートの推進 障がい者の自立に向けた一般就労を支援するため、商工会議所やハローワーク等の関係機関と連携し、企業説明会や面接の体験など、就職に向けたサポート活動の取組を推進する。	・宇都宮工業団地管理組合や清原工業団地と連携しながら、企業向けに障がい者雇用における「市内企業の人材確保・定着を応援するセミナー」を実施 ・積極的な障がい者の雇用等、障がい者の就労を支援する企業や団体を「宇都宮市障がい者サポート企業・団体」として認定する制度を設置	・ <u>市内企業の人材確保・定着を応援するセミナー（拡充）</u> 開始日：令和6年7月23日 講義方法：ウェブセミナー 参加企業数：23社（30人） ・ <u>宇都宮市障がい者サポート企業制度（新規）</u> 運用開始：令和6年4月 申請数：1件
	文化芸術・スポーツ活動等の推進	○	【取組名】障がい者スポーツ体験会の実施 障がい者スポーツに興味・関心を持つことにより、より充実した生活が送れるよう、民間事業者等と連携しながら、障がい者スポーツの体験会等を開催する。	・東京ガス株式会社と連携を図りながら、障がい者スポーツ体験会を実施	・ <u>第1回障がい者スポーツ体験会（新規）</u> 開催日：令和6年5月19日 会場：城址公園（「フェスタmy宇都宮2024」） 種目：モルック 体験会の参加者：300名 ・ <u>第2回障がい者スポーツ体験会（新規）</u> 開催日：令和6年12月1日（予定） 会場：ベルモール（障がい者週間イベント） 種目：モルック
外出・移動支援の充実	障がい特性に応じた移動手段の充実	○	【取組名】通学・通所における移動支援の推進 介護者の負担軽減や就労時間の確保のため、ひとり親世帯や共働き世帯であるなど、介護者による移動の支援が困難な障がい者に対し、通学・通所における移動支援を実施する。 利用者本人や介護者の利便性の向上、通所先の選択肢拡大、介護者のレスパイトや就労時間等の確保を図るため、通所系の地域生活支援事業（日中一時支援事業など）について、支援の充実を図る。	・日中一時支援事業、重症障がい児者医療的ケア支援事業の送迎加算について、これまでの学校・事業所間に加え、自宅・事業所間も送迎加算の対象とした。 ・地域活動支援センターB型、デイケアの送迎加算を新設した。	・ <u>送迎加算の対象拡充（拡充）</u> 令和6年度実績（4～8月の5か月分） 利用者：154人 利用回数：6,043回 （参考：令和5年度実績） 利用者：86人 利用回数：2,436回
	障がい者が移動しやすい環境整備の促進		【取組名】公共交通の利便性の向上 ライトラインやバスなどの公共交通機関における障がい者への配慮や、利便性の向上等を図る。	・これまでtotra利用者を対象に実施してきたライトラインとバスと地域内交通の乗継割引制度について、バスからバスの乗り継ぎも追加とした。 ・市内在住の学生を対象に、ライトラインとバスの連絡定期券購入支援制度を導入した。	・ノンステップバスの購入費補助 令和6年度実績：なし ・ユニバーサルデザインタクシーの車両購入費補助 令和6年度実績：なし ・ <u>バスからバスへの乗り継ぎ割引制度（拡充）</u> 開始日：令和6年7月～ 内容：2乗車目のバスの運賃から200円割引く ・ <u>ライトラインとバスの連絡定期券購入支援制度（新規）</u> 開始日：令和6年7月～ 内容：定期券購入額の3割を補助

基本目標 2 乳幼児期から生涯にわたり地域で安心して暮らせる社会の実現

基本施策	施策名	重点	取組名・取組内容	令和 6 年度の新規・拡充取組	令和 6 年度の取組内容
発達支援の充実	療育の推進		【取組名】医療的ケア児支援の充実 医療的ケア児と家族が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、関係機関等から構成される協議の場を活用し、支援に関する問題点や支援方法の共有などを行うことにより、支援の充実強化に取り組む。 医療的ケア児の健康を保持し、家族の休息時間の確保や介護負担の軽減、きょうだい児と過ごす時間の創出を図るため、医療的ケア児在宅レスパイト事業を実施する。 本人及び家族の経済的・精神的負担を軽減し、医療的ケア児等の療養生活の維持向上を図るため、医療的ケア児等福祉手当を支給する。	【医療的ケア児在宅レスパイト事業】 ・令和 5 年度のアンケート調査の結果を踏まえ、令和 6 年 4 月に要綱改正を行い、1 日の利用時間の上限などの条件を撤廃した。 （改正前：1 日に 1 回 4 時間まで） ・対象年齢を引き続き医療的ケアが必要な者に限り、20 歳未満に引き上げた。 （改正前：18 歳未満）	・協議の場 実施日：令和 6 年 7 月 30 日（火） 内容：在宅で医療的ケアを必要とする児の把握調査の結果について ・医療的ケア児在宅レスパイト事業 登録事業所：7 事業所 利用登録者：29 人（10 月末時点） ・医療的ケア児等福祉手当 受給者数：425 人（9 月末時点） ※うち医療的ケア児 19 人
発達支援の充実	療育の推進		【取組名】ここ・ほっと巡回相談事業（園訪問・職員向け研修）の充実 保育所、幼稚園等の担当職員の対応力向上を図るため、心理相談員・保健師等の専門職が訪問し、発達が気になる児童の支援方法等について助言指導を行うとともに、訪問後については、新たに ICT も活用しながらフォローアップの充実を図る。 また、障がいへの正しい知識や個々の特性に応じた適切な支援方法に関する研修会を実施し、更なる対応力の向上を図る。	・ICT を活用した手法を新たに導入することによるフォローアップの充実 ・5 歳児チェックリストの状況から園訪問の利用を積極的に勧奨、園訪問実施園に対するフォローアップの利用を積極的に勧奨	・園訪問 実施日：令和 6 年 5 月～令和 7 年 2 月 実施園数：延 19 園 相談人数：延 61 人（9 月末時点） ・園訪問フォローアップ（拡充） 実施日：令和 6 年 9 月～令和 7 年 3 月 実施園数：1 園 相談人数：1 人（9 月末時点） ・専門職向け研修会（既存） 実施日：令和 6 年 8 月 29 日，9 月 6 日 12 月 4 日（予定） 参加人数：延 84 人（9 月末時点）

発達支援の充実	療育の推進		【取組名】医療的ケア児等のコーディネーター機能の充実強化 医療的ケア児等がより適切な支援を受けられるよう、総合調整を担う医療的ケア児等コーディネーターの配置を含めた、コーディネート機能の強化に取り組む。	・医療的ケア児がより適切な支援を受けられるよう、市内の医療的ケア児等コーディネーターを総合調整するための仕組みづくりを検討するため、関係機関との情報共有を行いながら、医療的ケア児等コーディネーターとの意見交換会を今年度から新たに実施	・関係機関との情報共有・意見交換 関係機関：県、他市、くくるん（栃木県医療的ケア児等支援センター）、相談支援事業所等 内容：医療的ケア児の支援の状況やコーディネーターの課題等について ・書面による調査・実態把握 実施日：令和6年12月（予定） 内容：本市医療的ケア児等コーディネーターの活動状況や課題等 ・意見交換会 実施日：令和7年2月（予定） 内容：書面調査結果の共有、情報交換、実施可能な取組の検討等
発達支援の充実	療育の推進	○	【取組名】障がい児通所支援事業者の療育技術の充実強化 地域の中核的な療育支援施設である児童発達支援センター（子ども発達センター）が実施する各種療育の体験見学や専門職による研修会などを通して、通所支援事業者の療育技術の向上を図る。 また、重症心身障がい児が身近な地域で適切な支援を受けられるよう、通所支援事業者と意見交換等を実施することにより、事業者の理解を得ながら受け入れ促進を図る。	・子ども発達センターにおいて専門職が実施している療育内容（子どもへの関わり方や具体的な支援方法等）に係る研修を実施 ・児童発達支援センター（若葉園・かすが園）において実施する障がい児通所支援事業所向け体験見学会について、見学時間を終日にするとともに、早期療育支援事業・専門療育事業の見学会を新たに実施 ・重症心身障がい児の受け入れ促進につなげるため、市内の通所支援事業所及び相談支援事業所で構成する「障がい児通所支援・相談支援事業所連絡会」の体制構築	・事業所連絡会にて、専門職による療育内容を分かりやすく紹介する研修会を開催 実施日：令和6年9月27日 参加事業所：32事業所 ・早期療育支援事業、専門療育事業、通園療育事業の体験見学会 実施期間：令和6年9月～12月 参加事業所：早期・専門→18事業所、通園→13事業所（令和6年10月末時点） ・令和6年度第1回グループ代表会議開催 開催日：令和6年6月6日26日（6事業所出席） 内容：組織づくりに向けた意見交換実施 ・令和6年度第1回「障がい児通所支援・相談支援事業所連絡会」開催 開催日：令和6年9月27日（32事業所出席） 体制構築：会長職の設置 その他：子ども発達センター専門職による勉強会意見交換会
発達支援の充実	療育の推進	○	【取組名】新たな支援ツール「（仮）つながるファイル」の作成 発達支援が必要な児童とその家族が、乳幼児期から就労期につながるまで一貫した切れ目のない支援を受けられるよう、地域の保健・医療・福祉・保育・教育・就労等の関係機関とライフステージを通して保護者と支援者が共に活用できる新たな支援ツール「（仮）つながるファイル」を作成する。	・地域の保健・医療・福祉・保育・教育・就労等の関係機関とライフステージを通して保護者と支援者が共に活用できる新たな支援ツール「（仮）つながるファイル」を作成する。	・第1回宇都宮市発達支援ネットワーク会議 実施日：令和6年8月 内容：現状・課題の整理 ファイル骨子案の提示 ・第2回宇都宮市発達支援ネットワーク会議 実施日：令和6年11月 内容：ファイル及び手引書提示 （参考）ファイル手引書配布数：10,000部（見込み）

相談支援の充実	包括的・専門的な 相談支援体制の充実	○	【取組名】地域における相談支援体制の充実 障がい者が安心して相談ができるよう、「基幹相談支援センター」，「障がい者生活支援センター」，「相談支援事業所」が相互に連携を図るとともに，相談支援機関への研修等により人材育成を図る。また，保健と福祉のまろごと相談窓口「エールU」（地域包括支援センター等）などの関係機関と連携し，相談支援体制の充実を図る。	これまで相談支援部会員である各障がい者生活支援センターのみで開催していた相談支援部会について，議題に合わせて，地域包括支援センターや成年後見支援センターなど関係機関を招き，会議を開催した。	・相談支援専門員ブロック別研修会 対象：指定特定相談支援事業所（5つの圏域ごと） 開催：4 圏域で実施済（残りの1圏域は12月予定） 内容：事例検討，意見交換（困りごとの共有） ・障がい福祉サービスに係る説明会 対象：指定特定相談支援事業所 開催：1回 内容：福祉サービスの内容，計画案作成について ・ <u>相談支援部会（拡充）</u> 参加者：障がい者生活支援センター（部会員） 地域包括支援センター（臨時） 成年後見支援センター（臨時）など 開催：3回 内容：「まろごと支え合いエールUネット」について 成年後見制度について など
			【取組名】子ども発達相談室事業の充実 発達の遅れに不安を抱いている保護者等に対し，専門職の相談や関係機関等とのコーディネートを行うことで，保護者等の不安軽減を図るとともに，子どもの障がいの早期発見・早期療育につなげる。	・相談内容やニーズに応じた専門職による相談，複合化・複雑化したケースについて地区保健師や子ども家庭支援室等との連携を図ることにより，保護者の不安軽減や障がいの早期発見・早期療育につなげる取組を実施	・子ども発達相談室（拡充） 実施日：令和6年4月～令和7年3月 相談件数：電話 延350人 面接 延272人 （9月末時点）
住まいの場の充実	地域における多様な 住まいの場の充実	○	【取組名】グループホームの設置促進 障がい者の地域移行や重度化・高齢化に対応する住まいの場として，重要な役割を果たすことから，運営する法人に対する施設整備等の支援を充実し，グループホームの設置促進を図る。	・これまで運用していた「グループホーム設置費補助金」及び「グループホーム設置促進事業補助金」を見直し，重度化・高齢化に対応するための「重度障がい者向けグループホーム整備促進補助金」を新設した。	・ <u>「重度障がい者向けグループホーム整備促進補助金」</u> （新規） 補助実績：0件 相談中：1件（介護用リフトの購入） 【参考：補助内容】 介護備品購入費補助 1か所につき75万円 バリアフリー改修費補助 1か所につき22万5千円
障がい福祉サービス等の充実	日常生活を支える サービス利用の促進		【取組名】障がい福祉サービス等の充実 障がい特性に応じたサービスの提供ができるよう，訪問介護や同行援護などの障がい福祉サービスの質の向上に努めるとともに，移動支援事業などの地域生活支援事業については，障がい者のニーズを把握しながら必要に応じて見直しを図る。 利用者本人や介護者の利便性の向上，通所先の選択肢拡大，介護者のレスパイトや就労時間等の確保を図るため，通所系の地域生活支援事業（日中一時支援事業など）について，支援の充実を図る。（再掲） 入浴サービスの提供について，日中一時支援事業（医ケア）における入浴支援など，安定したサービス提供の確保に向けた支援の充実を図る。	基本目標1「通学・通所における移動支援の推進」の記載内容と同一 ・日中一時支援事業，重症障がい児者医療的ケア支援事業の送迎加算について，これまでの学校・事業所間に加え，自宅・事業所間も送迎加算の対象とした。 ・地域活動支援センターB型，デイケアの送迎加算を新設した。	基本目標1「通学・通所における移動支援の推進」の記載内容と同一 ・ <u>送迎加算の対象拡充（拡充）</u> 令和6年度実績（4～8月の5か月分） 利用者：154人 利用回数：6,043回 （参考：令和5年度実績） 利用者：86人 利用回数：2,436回

基本目標 3 互いに尊重し支え合う暮らしやすい社会の実現

基本施策	施策名	重点	取組名・取組内容	令和 6 年度の新規・拡充取組	令和 6 年度の取組内容
障がいへの理解促進・ 差別解消の推進	障がいへの理解促進	○	【取組名】地域や企業における障がいへの理解促進事業の充実 障がい者週間における街頭啓発活動やイベントを実施するとともに、地域や企業等への出前講座の実施などにより、障がいへの理解促進を図る。 合理的配慮の提供を促進するための啓発動画の放映などを行うほか、民間事業者に対して、合理的配慮の提供の義務化について周知啓発を行う。 発達障がいについて市民の正しい理解を促進するため、発達障がい啓発週間講演会や出前講座等を通して啓発活動を行う。	・合理的配慮の提供の義務化について、工業団地の管理組合や商工会議所と連携し、事業者へリーフレットを配布 ・民生委員の研修や地域や企業への出前講座において、合理的配慮の提供について身近な事例を挙げ、周知	・障がい者週間の街頭啓発 実施日：令和6年12月1日（予定） 場所：ベルモール 内容：周知啓発チラシや障がい者施設製品の配布 ・啓発動画の放映 時期①：12月の障がい者週間 場所：バンパビジョン，足利銀行市役所支店 時期②：通年 場所：地区市民センター等のデジタルサイネージ ・ <u>合理的配慮の提供の義務化に係る周知啓発（拡充）</u> [リーフレットの配布] 配布先：工業団地の管理組合，商工会議所（予定） [説明会] 対象：民生委員の研修，出前講座 ・ <u>出前講座（障がいへの理解促進）（拡充）</u> 対象①：社会福祉協力員 実施日：7月（5回開催） 参加者：合計611人 対象②：住宅管理センター 実施日：11月（予定） 参加者：14人 ・発達障がい啓発週間の啓発活動 時期：4月2日～4月 8 日 （世界自閉症啓発デー／発達障害啓発週間） 内容：「発達障がい」をテーマに広報紙に掲載，本庁舎にブルーを基調とした作品展示
	福祉教育の推進	○	【取組名】小学校における障がいへの理解促進事業の充実 小学校における盲導犬ふれあい教室の開催や出前講座等の実施により，幼少期からの障がいへの理解促進を図る。	・これまで小学校で実施してきた盲導犬ふれあい教室や市職員による出前講座に加え，障がい者当事者を講師とした講話や障がい者スポーツ体験教室を拡充	・盲導犬ふれあい教室 実施日：令和6年7月～令和7年1月 実施校数：23校，参加児童数：約1,360人 ・ <u>障がい者当事者を講師とした講話（拡充）</u> 実施日：令和6年9月～令和7年1月 実施校数：6校，参加児童数：約440人 講師：川俣郁美氏（宇都宮市聴覚障害者協会会長，東京2025デフリンピック応援アンバサダー） ・ <u>障がい者スポーツ体験教室（拡充）</u> 実施日：令和6年7月～12月 種目：フライングディスク，ボッチャ 実施校数：6校，参加児童数：約180人 ※実績は予定を含む

情報アクセシビリティ の向上及び 意思疎通支援の充実	情報アクセシビリティの 向上	○	【取組名】 情報アクセシビリティの向上 広報紙等の点字・音声版作成や、どのブラウザからアクセスしても音声読み上げに対応したホームページの作成，デジタルを活用した情報発信など，障がい特性に応じた情報提供に取り組み，情報アクセシビリティの向上を図る。	・アプリやW e b による障がい特性に応じた情報提供を開始 ・平成25年に策定した「情報バリアフリーガイドライン」を改定	・広報紙等の点字版，音声版の作成 配布先：事前登録者のほか，随時希望者に対応 ・音声読み上げに対応したホームページの作成 ・ <u>デジタルを活用した情報発信（新規）</u> 実施内容：障がい者支援アプリの導入 運用開始日：令和6年12月3日（予定） ・ <u>情報バリアフリーガイドラインの改定（拡充）</u> 改定日：令和7年3月（予定）
----------------------------------	-------------------	---	--	--	--